**アンダーラインは**　**重点要求**

山口県知事　村岡　嗣政　殿　　　　　　　　　　　　　 　２０２３年１１月　1日

山口県社会保障推進協議会

　代表幹事　　石田　高士

　　　　　　　阿部　政則

　　　　　　　野田　浩夫

　　　　　　　内山　新吾

**２０２３年度社会保障・福祉**

**施策の改善を求める要求書**

　貴職の日夜のご奮闘に心から敬意を表します。

　新型コロナウイルス感染症の蔓延から４年目を迎えました。この間、コロナ禍で県民のくらしは大きな打撃を被りましたが、コロナ禍に追い打ちをかけるように、光熱費をはじめ全ての商品やサービスの高騰が続出しています。

若干の賃金や年金の改善がありましたが、諸物価高騰に追いつかなく貧富の格差が大きく広がっています。最低賃金の大幅な引き上げや全ての労働者の賃金の改善で消費・購買力の拡大が求められています。

資本主義社会の生成・発展過程の中で社会の安定と人権保障概念が広がる中で、所得の再配分の役割を果たすため社会保障の制度整備がすすめられました。ところが近年、横暴な資本主義段階としての新自由主義が現れ、社会保障は、自己責任論を前提にした「自助」、保険主義に依拠した「共助」、どうしても立ち行かなくなった時に「公助」が現れるとする仕組みに変貌しつつあります。

その将来像は、全国民への一定の現金給付の下で、現行の社会保障諸制度の全廃めざす「ベーシックインカム」で、この妄想を提唱する政党や学者が現れています。

私達は、現行憲法に基づく理想を高く掲げた政策や施策による、社会保障・福祉制度の確立を国と自治体に求めており、この立場は、憲法と地方自治法に基づく山口県の進める施策と一致するものであると考えています。

　県民人口の減少は県勢の活力を奪っており、子育て支援や少子化対策は山口県の未来を切り開くための大きな課題となっています。

　私達の要求事項は、県民参加の積極的提案として受け止めていただくとともに、誰もが住んで暮らしてよかったと思える「ふるさと山口県」をめざすものです。

**1. 　医療保障に関する要求事項**

（１） 福祉医療費助成事業について

山口県が福祉医療費助成制度に一部負担を導入した2009年以降、私たちは一貫して有料化された同制度を元の「無料」に復元するよう求めてきました。それは県民にとって切実な要求だからであり、とりわけ子どもの医療費無料化は少子高齢化の進む山口県にとって重要な施策であると考えるからです。

県に対してこうした要求を続けている間に、子どもに対する医療費助成制度は県内市町においてみるみる改善が図られていき、中学生や高校生まで助成されています。まさに県民の強い願いに対して県内市町が具体的に応えていった現れです。しかし、県はどうでしょうか。私たちが制度の復元を求めても「厳しい財政状況の中で、制度を将来にわたって持続可能なものにする」ことのみを繰り返し未だに応じて頂けず、山口県民は全国的流れである「制度の拡充」から取り残されています。財源はないのではなく、県の施策として何を最優先と考えて予算化するのかということであって、市町と同様に子どもの医療費助成を第一に考えれば、当然にそのための予算は確保されるはずです。

全国知事会では国に対して、こども医療にかかわる全国一律の医療費助成制度の創設を毎年のように求めており、今年は「異次元の少子化対策」の方針の下で更にその動きは強まっています。国に対して国民的要求だとして強く求めるためにも、まずは県としての姿勢を国に示すことが必要であると考えます。

　　　①　福祉医療費助成事業について、県民や市町の要望に応え、共同事業の一端を担う責任を果たすためにも、直ちに元の無料に戻すこと。とくに、子ども医療費助成制度については、鳥取県が来年４月から高校生まで完全無料化とする方針である。

　　　　山口県が一部負担を導入した際の「３歳未満児については無料化を継続しながら

　　　　、中国地方では最も低額な一部負担を導入した」とする論拠はいまや成立せず、全国的な制度のバランス(対象年齢、所得制限、一部負担金)を考慮し、山口県の制度

　　　　がトップレベルとなるようめざすこと。

　　　②　県市長会では毎年県に対して福祉医療費助成制度の拡充を要請しているが、未だに受け入られていない。各市町としては県が財政的に撤退した部分も肩代わりして無料化を維持しており、「元の無料に戻すこと」が「制度の持続可能性」を損なうといった理由に納得できていない。「子育て支援」という点で市町が行っている福祉医療費助成制度の改善は、住民のニーズ、すなわち県民のニーズであって、県の優先施策として位置付けてしかるべきである。小学生から高校生までの子ども医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金の減額措置(ペナルティ)が廃止されるなどの状況変化も踏まえた上で、そのための予算を確保すること。

　　　③　２０２２年度の決算額を乳幼児医療、ひとり親医療、重度心身障害者医療の別に明らかにすること。また、２０２２年度の事業実施状況(助成人数・延べ件数・１件当たりの助成額)を明らかにするとともに、有料化以降の事業状況との検証を行い、制度の無料化に必要な額を明らかにすること。

　　　④　入院給食は治療の一環であり疾病の回復を促す「治療食」です。2003年に廃止

された入院時給食負担への助成を復活すること。

　　　⑤　社会保険加入者の福祉医療費の請求事務を支払基金に一本化することで、市町、医療機関、保険者それぞれ事務負担の軽減につながることは明らかである。社保分も国保連合会に紙等で保険請求しなければならない現状の取り扱いは、とくに新型コロナ禍において保険請求事務を一層複雑化させ、医療機関に大きな影響を与えた。医療費助成事業の審査支払を支払基金へ委託していないのは全国的にもわずかで（1府8県）、中国地方では山口県だけとなっており、また、オンライン請求が一般的となっている中で、医療現場からは早急な改善を求める声が出されています。県としてもネックとなっている経費負担の解決に向けての対応策を検討し（県からの助成など）、委託契約当事者である市町や委託先の県国保連合会へはたらきかけること。

（２） 地域医療について

　　　　　山口県地域医療構想は、２０２５年に必要な県下の病床数を１５，８８９床

　　　　とし、構想策定時の２２，２７３床からは約3割(6,384床)の削減となってい

ます。県内１３病院を含む、公立・公的病院の再編・統合計画は新型コロナウ

イルス感染症拡大後も見直されることはなく、現場では、公立・公的病院の再

編成計画とともに、「構想」に明記された「２０２５年の必要病床数」を目標に

病床削減を進めることへの不安が高まっています。  
①　第８次保健医療計画の策定作業の新たな改善・補強施策及び進捗状況を明ら

かにすること。地域に必要な病床は確保すべきであり、地域の自主的、主体的

論議のもとで感染症病床の確保をはじめ実情に即した医療提供体制を確立し、

その拡充を図ること。

②　２０２２年度病床機能報告結果に基づいて、山口県地域医療構想の進捗を明らかにすること。同報告結果の２０２５年時点の予定病床数に対して、県としての所見を明らかにすること。

③　公立・公的病院の再編統合計画における山口県の2つの重点支援区域の国による支援策及び県の対処方針を明らかにすること。(下関・萩)

④　病床数の削減は、そのまま医師をはじめ看護師やコメディカルといった医療

従事者の削減に直結する。若年層のさらなる減少に結び付き、地域活性化を妨

ることに対し、県としての所見及び対策を明らかにすること。

⑤　山口県立総合医療センターの新築移転が準備されているが、山口県における

地域医療の司令塔的な役割を担ってほしいと考える。ガン拠点病院として欠か

せないぺット(ＰＥＴ-ＣＴ)の設置、総合診療医の育成、県内無医地区への医師

派遣、大規模災害時医療、感染症病棟の整備などについて取り組みを期待する

が、新築移転に向けた構想の内容をご回答頂きたい。

　（３）　新型コロナウイルス感染症対策等について

　　　　①　山口県は新型コロナ感染症関連施策の取り組み経過をふまえた検証を行うこ

　　　　　と。県として国への要望や市町との連携の課題を明らかにすること。県として

　　　　　今後の感染症蔓延期への対策を以下の点で明らかにすること。

1.医療提供体制。2.保健所体制。3.検査。4.サーベイランス。5.ワクチン接種

体制。6.医療物資。7.水際対策。8.初動対応や法整備。9.保育所や高齢者施設

の対策。

　　　　➁　急速な感染拡大により、保健所の負担が増加した場合でも、機能不全に陥ら

ず保健所機能を維持・発揮できるよう、適切な医療技術者の確保を行うこと。

③　コロナ禍で、病院及び高齢者施設での家族の面会が大幅に規制された。家族とのスキンシップが不足するとともに高齢者施設での認知症が進むことも起きている。県として病院や高齢者施設での面会規制の基準や対応策について明らかにすること。

　（４）　国民健康保険、後期高齢者医療制度について

　　　　①　国保が国民皆保険制度確立のため果たした役割はきわめて大きなものです。

　　　　　医療技術や医療施設・設備の向上と並行して、疾病の早期受診、国民の平均寿

命の延長など県民の「幸福」条件を拡げました。又、この医療保険制度が高度

経済成長を支えたことも見逃してはなりません。近年国保の運営に様々な困難

が生じていることも事実です。県内の自治体の国保会計の収支状況を明らかに

すること。国保への国庫負担を１９８４年当時の45%に戻すよう全国知事会

を通して国に求めることと併せて、山口県としても独自に国に求めること。

　　　　②　市町の保険料率決定に際して、標準保険料率を通じた干渉を行わないこと。

　　　　③　各自治体の国保世帯数、滞納世帯数、滞納金額、差押え世帯数、差押え金額

　　　　　を明らかにすること。又、後期高齢者医療についても被保険者数、滞納者数、

滞納金額、差押え数、差押え金額を明かにすること。

　　　　④　差押えをする場合には、差押え禁止財産(徴収法第７５条～78条)は、差押

しないように市町に周知徹底すること。差押え禁止財産が銀行口座に入金され

ても、差押え禁止であることを徹底すること。

　　　　⑤　国保の保険証は被保険者の社会保障を受ける権利として無条件に交付するよ

う指導すること。資格証明書は保険証がないことと一緒です。保険証が無いた

め病院に行けない人や命を落とした事例もあります。資格証明書を交付して制

裁を強めても国保料収納率は上がりません。保険料滞納者に対しては個別事情

を聴取し「保険料が払えない」理由や背景をふまえ、県や自治体が滞納者に寄

り添い親身になって相談に乗り適切な対応策を講ずること。

　　　　⑥　国保法４４条の「保険料の一部負担金減免条項」、国保法７７条の「国保料

　　　　　減免制度条項」、「新型コロナウイルス感染症の影響による減免」の国保、後期

　　　　　高齢者医療について、減免数及び減免金額を市町ごと明らかにすること。

　　　　⑦　国保料の均等割りについて、１８歳までの子どもは均等割りから除くこと。

軽減措置導入については、令和４年４月から全世帯の未就学児にかかる均等割

保険料が５割軽減されました。私たちの強い要望に応えたものと評価致します

が、少子化対策・子育て支援の施策として引き続き改善を国に求めること。

　（5）その他の課題

　　　　①　生活困窮者を対象とした「無料低額診療事業」は格差と貧困が広がる中で、その役割を増大させています。県内すべての公立・公的医療機関に無料低額診療事業実施を呼びかけること。民間病院にも事業の拡大を呼びかけること。また、保険薬局も事業の対象にすること。昨年度の「無料低額診療事業の診療実績」を明らかにすること。国に無料低額診療事業の院外処方(薬)を助成対象とするよう求めること。

②　高齢者の運転免許証の返納が激増する見通しであり、安心して返納が進むよう、その対策として、医療・介護施設等への通院や通所、生活物資購入の為の交通手段を確保すること。医療・介護・生活圏域における市町の交通施策に対し、助言や指導と併せ財政支援を行うこと。

**2.　介護保障制度に関する要求事項**

　　　　①　介護従事者確保のためには、賃金と労働条件の抜本的改善が急務です。全額

公費負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均水準まで引き上げること。介護従事者の配置基準を大幅に改善し1人夜勤の解消を国に要請すること

　　　　②　利用料原則2割負担、ケアプランの有料化、要介護1.2の生活援助等を総合事業へ移行、福祉用具の一部を貸与から購入へ変更するなど、制度改悪を行わないよう国に要請すること。

　　　　③　特別養護老人ホームの定員と待機者数を市町ごと明かにすること。県として今後の特別養護老人ホームの施設整備計画を明らかにすること。

　　　　④　介護保険料の１号被保険者と２号被保険者の滞納者数を市町ごと明かにすること。

　　　　⑤　山口県の特別養護老人ホーム入所基準について。特例入所「要介護1・2であっても特養に入所が認められる」事由を明らかにすること。

　　　　⑥　介護保険サービスについても無料低額事業を拡大するよう国に要求すること

　　　　⑦　通所介護の食費は全額自費となっています。光熱費・食材費・燃料費などの高騰の影響を受け、通所介護の食費も負担が重くなっています。県として事業者への財政援助を行い食費の高騰を抑えること。低所得者に対して食費の軽減制度を設けること。

　　　　⑧　現行のサービス付き高齢者住宅(サ高住)は、高額な入居費が負担となり入居

出来ない県民であふれています。県は低所得者向けの「サ高住」の施設整備を

行なうこと。この「サ高住」事業者には施設整備費と運営費補助を行うこと。

**３　　保育・教育福祉に関する要求事項**

　（１） 保育と学童保育

　　　①　すべての子どもに質の高い保育を保障するため保育・学童保育職員の資質の向

　　　　上と賃金の大幅な改善、職員の増員をはかること。２０２２年度の保育・学童保

　　　　育職員の賃金実態を明らかにすること。

　　　②　小・中学校では教員配置基準が改善され少人数学級化が進められています。

ところが保育所は、保育士配置基準が、ゼロ歳児3対1人、１～2歳児6対1

人、３歳児２０対1人、4～5歳児３０対1人です。幼児への安全で質の高い保

育を保障するため、早急に保育士配置基準を大幅に改善し併せて公定価格を大幅

に引き上げることを県として国に求めること。

その内容は　年齢ごとの保育士の配置基準とすること。現行の配置基準の小数点

以下は四捨五入となっているのを、小数点以下を繰り上げること。

③　「遊ぶ・食べる・寝る」が同じ保育室。２歳児以上は一人当たり1.98平方㍍

　　　　の保育室の面積基準となっています。過密を改善するため県として直ちに幼児一

人当たりの面積基準の改善を国に求めること。

(フランスのパリ市では３歳児以上、幼児一人当たり5.5平方㍍です)

　　　④　異次元の少子化対策のもとで「こども誰でも通園制度」が検討されています。

県として保育現場に負担と混乱が生ずることのないよう実態を把握し課題を国に

伝えること。

　　　⑤　公立保育所を地域の基幹的保育施設と位置づけ、廃止や民営化を行わないよう

市町を指導すること。公立保育所は財政負担が重い特別な保育需要に応える施設

として充実・整備すること。

　　　⑥　子育て施策としての保育の無償化は、保育年齢や所得などの制限を設けず、給

食費も含めて保育にかかる経費を対象にすること。

　　　⑦　女性労働力の需要は高まり経済対策としても重視されています。政府による子

育て支援もその立場から進められており、学童保育の需要は大きく高まっていま

す。小学校卒業まで希望する子には無条件で学童保育施設への入所を保障するこ

と。そのために市町を支援すること。

　（２） 教育福祉について

　　　　　すべての児童・生徒が安心・安全な環境の下で豊かな成長・発達が保障される

よう以下の取組みを強化すること。

①　感染症対策として全ての学校で三密を防ぐために小・中・高校の２０人学級を

　　　　実現すること。又、特別教室や体育館、実習室等に冷暖房施設を整備すること。

　　　②　児童・幼児虐待の防止及び迅速な対応を図るため、県内及び全国の自治体との

　　　　連携・相談体制の確立を図ること。県下全ての児童相談所に専門職員の拡充を図

ること。県下の全ての警察署に、社会福祉士資格を有する警察職員を配置するこ

と。さしあたり県警本部に社会福祉士資格者の警察職員を配置を実施すること。

　　　　　昨年度の県下各児童相談所の児童・幼児虐待等相談件数、専門の職員数を明ら

　　　　かにすること。

　　　③　スクールソーシャルワーカー(SSW)を小・中・高の各校に１名、正規職員を配

　　　　置すること。学校での内科はじめ歯科・耳鼻科・眼科等、健康診断で疾病の所見

のあった児童・生徒には受診し治療することを父母に周知すること。校医はその

後、受診し治療に至ったかとても気になるもので、受診の有無の報告が欲しい。

　　　④　最近は毎年のように台風・風水害・異常気象が起き、大規模地震の発生も危惧

されます。災害時避難所としての学校の役割をふまえ計画的に施設整備をすること。体育館に冷暖房施設の整備やトイレの洋式化、多目的トイレ、自家発電機の整備、食料・飲料水の備蓄、感染症対策の拡充をはかること。

　　　⑤　学校給食の無償化を無条件に山口県内すべての児童・生徒に実施すること。

　　　　賃金の停滞など多くの困難を抱える子育て世代の支援施策として、実施主体の市

町に対し、県として１食１００円の給食費補助金を支給し、小学校及び中学校の

給食費の無償化を支援すること。

**４.　貧困に関する要求事項**

　　（１）　子どもの貧困対策について

　　　①　経済的理由で進学を断念する生徒がないよう、高等学校等就学支援金制度にお

　　　　ける所得制限・支給期間の撤廃、高校生等奨学給付金の給付要件の緩和と給付額

の増額を国に求めること。

　　　②　私立学校保護者の負担軽減を図るため、授業料や入学金などに対する県独自減

　　　　免制度を大幅に拡充すること。

　　　③　子ども食堂は、「食」を通して子育て支援に大きな役割をはたしています。最近

　　　　の諸物価の高騰で子ども食堂の運営に困難が生じており県として積極的な財政支

　　　　援を行うこと。県下の子ども食堂設置数、今後の設置目標を自治体ごと明らかに

　　　　すること。

　　（２）　生活保護について

　　　①　長引くコロナ禍による生活困窮世帯は増加しています。しかし、山口県下の生

活保護制度の申請者数や利用者数は増えていません。生活困窮者自立支援の窓口

に誘導や車の処分を求められ生活保護申請を諦める事例もありました。県民に対

して「生活保護は権利」の周知と併せ制度利用を妨げるような対応を福祉事務所

が行わないようにすること。

　　　②　２０１３年度からの生活保護基準見直しで大幅に引き下げた保護基準をはじめ

　　　　冬期加算、障がい加算、母子加算、期末一時扶助、住宅扶助基準などを元(２０１

　　　　２年度ベース)に戻すよう国に求めること。また、物価高騰による生活必需品が大

　　　　幅に値上がりし、憲法２５条が保障する「健康で文化的な生活」が営めません。

　　　　　緊急に扶助基準を引き上げるよう国に求めること。

5.　山口県民の人口増及び住環境・子育て支援等の取り組みについて

　　　①　山口県は福岡県と広島県の狭間に位置しており、両県との都市間競争に勝るこ

　　　　とが、定住や人口増につながります。ところが県内の大企業や事業所が低賃金で

は勝負になりません。その為には直ちに最低賃金を１５００円以上に引き上げる

ことを県勢振興の重要課題として取り組むこと。さらには、県内企業の賃金水準

を引き上げるためUBE(株)や(株)トクヤマ、(株)ユニクロなどの地場大企業が賃

金相場を引き上げる牽引企業の役割を果たすことを県知事として求めること。

県内労働者の賃金水準を大幅に引き上げ県民の購買力や消費を拡大することが

県内経済の好循環を創り出すことになります。他方、水準の高い社会福祉や子育

て環境・支援策、就学環境や住環境の整備、就業条件を福岡・広島両県より圧倒

的優位にすることで、流入・移住人口増を果たし県民人口の増につなげること。

これらを実現させるため県として年次計画を作り現状の大幅な改善を図ること。

　　　②　山口県内に就学する高校生、大学生、短期大学生、各種学校学生等に県内への

就職を促すため大企業・中小企業と協力し「優遇策」を検討し、定住に向け強く

働きかけること。住む・働く・遊ぶ・子育て環境など、山口県内での就職や子育

て、くらしのストロングポイントを明らかにすること。

　　　③　米軍岩国基地の騒音問題、国際情勢が緊迫する下で、テレビでは連日、軍事評

論家らが、岩国基地が「標的になる可能性もゼロではない」と発言しています

山口県で暮らすための「安全な子育て・住環境」にとって岩国基地の存在はマイ

ナスであり、子育て環境に悪影響を与えています。自然豊かで住みよい山口県の

イメージダウンにつながる岩国基地は、県として国に撤去を求めること。

　　　④　上関町の核燃料廃棄物の中間貯蔵施設の建設についても、核燃料廃棄物を積載

したトラックや船舶が県内の道路や海域を往来することが想定されます。

自然豊かな柳井・周防大島・上関地域のイメージダウンとなる核燃料廃棄物の

中間貯蔵施設建設に反対すること。山口県として中間貯蔵施設が100%安全・安

心であると判断しているのであれば、関西電力本社や中国電力本社のある自治体

に建設することを各府県に求めること。

　　　⑤　２０１５年の国連総会で採択されたSDGs「持続可能な開発目標」は、貧困や

　　　　飢餓・不平等をなくし世界の社会と経済を変革する行動指針となっています。日

本も採択し目標達成に努力しています。山口県のSDG**s**の指針に基づく取り組み

の重点と今後の計画を明らかにすること。

　　　⑥　山口県が設置した公衆トイレの設置場所(マップコード)を明らかにすること。

海外・県外からの観光客、障がい者、高齢者等が県内で行動する際、無料で清潔

で安心して利用できるトイレは必需、今後は和式から洋式化などの施設整備が求

られます。多くは市町の管轄であると思われますが、県として県内の公衆トイレ

設置状況や公衆トイレの役割について所見を明かにすること。